

令和7年度宮城県医療機関賃上げ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」(令和8年1月26日付け医政発0126第67号及び医薬発0126第1号厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬局長通知。以下「国実施要綱」という。)
「3. 診療所等賃上げ支援事業」に基づき、医療機関等の従事者の処遇改善に対応するための費用について、予算の範囲内において、宮城県医療機関賃上げ支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、国実施要綱、令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱(令和8年1月30日付け厚生労働省発医政0130第1号及び厚生労働省発医薬0130第34号厚生労働事務次官通知。)及び補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業の実施主体、補助対象機関、賃上げ支援の対象者、賃金改善の内容及び交付額の算定方法は、以下のとおりとする。

(1) 事業の実施主体

有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーション(いずれも健康保険法(大正11年法律第70号)上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設。)とする。

(2) 補助対象機関

(1)に掲げる事業の実施主体のうち、次のいずれかの要件に該当する者を補助対象機関とする。

ア 令和8年3月1日時点で別表1に掲げるベースアップ評価料を届け出ている者。

イ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない施設のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する者。

(3) 賃上げ支援の対象者

補助対象機関の開設者と労働契約を締結している者(非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。)であり、次に掲げる者以外を賃上げ支援の対象者とする。

ア 補助対象機関の管理者

イ 補助対象機関を開設する法人の理事長

ウ 補助対象機関を運営する個人事業主

(4) 賃金改善の内容

ア 原則として、補助金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職

員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4か月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

イ 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0パーセントを上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0パーセントを上回る部分に補助金を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

ウ 賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

エ 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることができない。

オ 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に依りて変動するものを除く。）の水準を低下させてはならない。また、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分を行ってはならない。ただし、補助対象機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは差し支えない。

カ 現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできる。

(5) 交付額の算定方法

補助金の交付額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第3 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書として別表3で定める事項を「みやぎ電子申請サービス」により、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、「補助金の振込先がわかる書類（預金通帳等）の写し」とする。

3 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号に掲げる書類とする。

4 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 令和8年1月1日において廃院している場合（補助金の申請時点で同年1月2日以降に廃院を予定している場合を含む。）。

- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (3) 県税に未納がある者

（交付の条件）

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る関係書類の保存については、補助金と事業に係る収入及び支出（地方公共団体の場合、予算及び決算）との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る収入及び支出（地方公共団体の場合、歳入及び歳出）について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 事業を行う者が（1）から（5）までにより付した条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された金額があるときは、その全部又は一部について県への返還を命ずることがある。

（交付決定及び実績報告）

第5 知事は、第3の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不相当と認めるとき又は予算上の理由等により補助金を交付することができないときは、書面により申請者に通知するものとする。

3 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告は、補助金実績報告書として別表4で定める事項を「みやぎ電子申請サービス」により報告するものとし、その提出期限は令和8年8月1日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、緊急支援という本事業の趣旨を踏まえ、規則第4条に規定する交付決定の後に概算払いをし、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に精算することとする。

（実施状況の確認）

第7 知事は、補助金の交付を受けた者の事業実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、交付対象者に対して調査を行うことができる。

(補助金の返還)

- 第8 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。
- 2 補助金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃院した場合は補助金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院であって譲受先において引き続き診療を継続している等、宮城県知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。
- 3 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合は補助金の全部の返還を求める。

(書類の提出部数)

- 第9 この要綱により知事に提出する部数は各1部とする。

附 則

この要綱は、令和8年2月16日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1

区分	ベースアップ評価料の区分
有床診療所（医科・歯科）	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 入院ベースアップ評価料（医科） 入院ベースアップ評価料（歯科） 訪問看護ベースアップ評価料
無床診療所（医科・歯科） 訪問看護ステーション	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 訪問看護ベースアップ評価料

別表 2

区分	算定額
有床診療所（医科・歯科）	1床あたり72,000円 ただし、病床数が2床以下の場合は1施設当たり150,000円 ※病床数は令和7年8月1日時点における医療法（昭和23年法律第205号）第27条の使用許可を受けた病床数とする。ただし、宮城県医療機関病床数適正化事業補助金により同年8月2日以降に削減した病床数を除く。
無床診療所（医科・歯科）	1施設当たり150,000円
訪問看護ステーション	1施設当たり228,000円

別表 3

区分	申請項目
施設情報	保健医療機関コード（7桁）、施設名及び住所
申請者情報	申請者区分、開設者情報
申請内容	ベースアップ評価料の届出状況
誓約事項	本補助金は賃金改善のために支出すること、証拠書類の5年間の保管義務、暴力団等ではないこと及び県税に未納がないこと等の確認
振込先の口座情報	金融機関種別、口座種別、振込先口座の情報が分かる画像の添付
担当者情報	氏名、電話番号

別表 4

区分	申請項目
施設情報	保健医療機関コード（7桁）、施設名及び住所
申請者情報	申請者区分、開設者情報
賃金改善の内容	賃金改善の総額、1人当たりの平均額等
担当者情報	氏名、電話番号